

消食基第224号  
令和6年9月27日各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿消費者庁次長  
( 公 印 省 略 )

## 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示（令和6年内閣府告示第128号。以下「令和6年告示」という。）が本日施行されたことにより、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和5年厚生労働省告示第324号。以下「令和5年告示」という。）の一部が改正され、令和6年告示による改正後の令和5年告示により、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されることとなっております。

改正の概要等は下記のとおりですので、その運用に遺漏がないようお願いいたします。また、当該改正の概要等について、関係者への周知方よろしく申し上げます。

## 記

## 第1 趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第18条第3項の規定に基づき、政令で定める材質（合成樹脂をいう。以下同じ。）の原材料であって、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）ごとに定められた器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量については、同条第1項の規格に定められたものでなければならないとされている。その規格を食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第196号。以下「令和2年告示」という。）により規格基準告示の別表第1（以下「ポジティブリスト」という。）に規定し、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行の日である令和2年6月1日（以下「平成30年改正施行日」という。）から適用している。ただし、令和2年告示においては、平成30年改正施行日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と同様のものが同日から起算して5

年を経過する日（令和7年5月31日）までの間に販売の用に供するために製造され、又は輸入される場合、それに使用される原材料であって合成樹脂のものについては、ポジティブリストに掲げられているものとみなすことができるとする経過措置が設けられている。

この経過措置が終了するまでの間に、平成30年改正施行日前に器具・容器包装の原材料として使用実態があった物質（以下「既存物質」という。）について規格基準告示中のポジティブリストの最終化を行うこととしていたところ、当該リストが取りまとめられたため、令和5年告示によりポジティブリストを含めた規格基準改正を行い、令和7年6月1日から適用することとしている。

一方、詳細情報や一定の安全性の確認に時間がかかる等の理由で整理が完了せず、令和5年告示時点ではポジティブリストに規定することができない既存物質があった。

今般、当該既存物質についての整理が完了したため、令和6年告示により、令和5年告示にて示したポジティブリストを物質の追加等の改正内容を反映したものに差し替える。

## 第2 主な内容

ポジティブリストの第2表について、別紙1のとおり、物質の追加、並びに特記事項及び材質区分別使用制限量の変更を行い、反映したものに差し替えたこと。

## 第3 適用期日等

令和6年告示は公布の日から適用され、令和6年告示により改正された令和5年告示は従前のとおり令和7年6月1日から適用されるものであること。

## 第4 関係通知の改正

「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（令和5年11月30日付け健生発1130第4号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）は、本通知をもって別紙2のとおり改正すること。

第2表(添加剤)

※下線を付した箇所が改正箇所、取り消し線を付した箇所が廃止箇所を示す。

改正内容	通し番号	物質名	材質区分別使用制限 (%)					特記事項	
			材質区分1	材質区分2	材質区分3	材質区分4	材質区分5 (耐熱温度が150℃以上の重合体に限る。)		
材質区分別使用制限 (%) の変更	129	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち又は複数の処理がされたアクリル酸 2-エチルヘキシル、ジエチレントリアミン、パレオラクトン、2-フェノキシエタノール並びにヘキサメチレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	・エチレンジイソシアネート及びプロピレンジイソシアネートのうち又は複数の重合体 (エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。) の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
特記事項の変更	143	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち又は複数の処理がされたグリセロール	5.0	5.0	15	1.0	15	15	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
材質区分別使用制限 (%) の変更	147	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち又は複数の処理がされたN、N-ジメチル-1, 3-アプロパジンアミン、トルエンジイソシアネート並びにブタノールを主な構成成分とする重合体	0.95	0.40	2.0	-	2.0	2.0	・エチレンジイソシアネート及びプロピレンジイソシアネートのうち又は複数の重合体 (エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。) の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
材質区分別使用制限 (%) の変更	698	フマル酸ジブチル	1.6	1.0	1.0	-	1.6	1.0	重合体を含む。
物質の追加	828	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル及びアクリル酸ブチルを主な構成成分とする重合体	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	分子量1000未満のものに限る。
物質の追加	829	インデン及びベンゾフランを主な構成成分とする重合体	二	二	30	二	30	30	分子量1000未満のものに限る。
物質の追加	830	エトキシシル化処理されたアルキルアルコール及びホスフィン酸からなるエステルのナトリウム塩	0.50	0.50	0.50	二	0.50	0.50	・アルキルアルコールは炭素数が12から15までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
物質の追加	831	エピクロヒドリン及びビスフェノールAを主な構成成分とする重合体	10	10	27	5.0	27	27	架橋構造でないものに限る。
物質の追加	832	オレイン酸及びテトラエチレンペンタアミンからなるアミド	0.50	0.50	0.50	二	0.50	0.50	
物質の追加	833	加水分解処理されたN-[3-(トリアルコキシシリル) プロピル]-エチレンジアミン	1.0	二	二	二	1.0	二	各アルコキシの炭素数が1及び4のもの並びにそれらの混合物に限る。
物質の追加	834	キシレン及びホルムアルデヒドを主な構成成分とする重合体	20	20	10	二	20	20	分子量1000未満のものに限る。
物質の追加	835	酢酸のコバルト塩	二	二	0.10	二	0.10	0.10	
物質の追加	836	酢酸ビニル及びジシクロペンタジエンを主な構成成分とする重合体	二	二	17	二	17	17	分子量1000未満のものに限る。
物質の追加	837	ジメチルシロキサン、3-ヒドロキシプロピルメチルシロキサン、ヒドロキシメチルシロキサン、メチルシロキサン及びメチル水素シロキサンのうち又は複数の重合体	10	10	10	10	10	10	・アリルアルコール、酢酸、ブタノール及びブタンジオールのうち又は複数の物質により修飾処理されたものを含む。 ・エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち又は複数の処理をしたものに限る。 ・3-ヒドロキシプロピルメチルシロキサンはグリンジルエーテルを含む。 ・分子量1000以上の場合は、エチレンジイソシアネート及びプロピレンジイソシアネートのうち又は複数の重合体 (エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。) の合計が全体の50%以上であること。
物質の追加	838	(チオグリコール酸 2-エチルヘキシル) モノオクチルスズスルフィド	二	二	二	1.0	二	二	
物質の追加	839	ビス(2-ニルフェニル) アミン	0.10	0.10	0.10	二	0.10	0.10	
物質の追加	840	N-ヒドロキシエチル-エチレンジアミン二酢酸のナトリウム塩	0.10	0.10	0.10	二	0.10	0.10	
備考									
a 材質区分別使用制限欄は、次に定めるとおりとする。									
① 「-」は、材質区分別使用制限欄に掲げる量が使用不可であることを示す。									
② 「*」は、表中の物質が、第1表に対応する材質区分欄に示す物質に対して、目的とする特性を発揮する最少量として、合成樹脂を設計する際に事業者の責任で設定する使用量とするものを示す。									
b 特記事項欄において特段の定めがある場合は、使用温度、対象食品、材質の厚さ、食品への直接接触の有無、使用量の和に係る事項の記載がある場合とする。									
c 1つの通し番号において、複数の物質が示され、かつ、示される物質について混合物の制限が無い場合、その通し番号には、示される複数の物質の混合物及び複塩を含む。また、その通し番号において示される複数の物質の混合物又は複塩を使用する場合、材質区分別使用制限はその混合物又は複塩に対して適用する。									

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 運用上留意すべき事項</p> <p>1 規格基準告示(第3 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項)関係</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 第8号(2)について</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 別表第1第2表の物質名欄に掲げる物質において、「○○を主な構成成分とする重合体」とある場合は、物質名欄に示す○○(○○が複数ある場合はその和)が重合体の構成成分の質量百分率として98%を超えて含むものでなければならないこと。また、2%未満の部分については、物質名欄に示されていない場合でも差し支えないこと。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>第4 適用期日等</p> <p>令和7年6月1日から適用されるものであること。ただし、平成30年改正施行日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と同様のものがこの告示</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 運用上留意すべき事項</p> <p>1 規格基準告示(第3 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項)関係</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 第8号(2)について</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>第4 適用期日等</p> <p>令和7年6月1日から適用されるものであること。ただし、平成30年改正施行日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と同様のものがこの告示</p>

の適用の日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている場合、それに使用される合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質については、別表第1に掲げられているものとみなすことができる。本経過措置中の「同様のもの」とは、平成30年改正施行日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質（合成樹脂の原材料に限る。）をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいうこと。したがって、これまで使用経験のない基材に対して添加剤を使用する場合、添加剤をこれまで使用経験のない量に増量して使用する場合等は本経過措置の対象とはならないため、製造記録や輸入実績等によりこれまで使用されていた範囲内であることが説明できる必要があること。

なお、令和7年5月31日までは、「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第18条第3項の施行に伴う関係告示の整備について」（令和2年5月1日付け生食発0501第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。最終改正：令和3年8月5日付け生食発0805第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和2年5月1日通知」という。）による取扱いを行うこととする。

第5・第6 (略)

の適用の際現に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている場合、それに使用される合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質については、別表第1に掲げられているものとみなすことができる。本経過措置中の「同様のもの」とは、平成30年改正施行日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質（合成樹脂の原材料に限る。）をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいうこと。したがって、これまで使用経験のない基材に対して添加剤を使用する場合、添加剤をこれまで使用経験のない量に増量して使用する場合等は本経過措置の対象とはならないため、製造記録や輸入実績等によりこれまで使用されていた範囲内であることが説明できる必要があること。

なお、令和7年5月31日までは、「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第18条第3項の施行に伴う関係告示の整備について」（令和2年5月1日付け生食発0501第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。最終改正：令和3年8月5日付け生食発0805第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和2年5月1日通知」という。）による取扱いを行うこととする。

第5・第6 (略)

消食基第233号  
令和6年9月27日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長  
( 公 印 省 略 )

「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する  
基材を構成するモノマー等について」の一部改正について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行の日である令和2年6月1日前に器具・容器包装の原材料として使用実態があった物質に関し、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（令和5年11月30日付け健生発1130第4号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）の第3の1のハの(1)及びニの(7)において参照するとして別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等については、令和5年11月30日付け健生食基発1130第1号「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」（以下「モノマー通知」という。）により通知したところです。

今般、モノマー通知の別紙3、4、6、9、11、12、17、18、21及び本文並びに記の第2を下記1から17のとおり改正するので、貴管内関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いいたします。

記

1. 別紙3のエステル結合を主とする重合体の架橋体について、

次の「酸類（1種以上）」による重合体又は「酸類（1種以上）」及び「アルコール類（1種以上）」のエステル結合による重合体を「酸類」、「アルコール類」及び「架橋剤」のうち一又は複数の物質により架橋したもの。この重合体の架橋体では、「必須モノマー」に「任意の物質」を組み合わせることができる。

を

次の「酸類（１種以上）」による重合体又は「酸類（１種以上）」及び「アルコール類（１種以上）」のエステル結合による重合体を「酸類」、「アルコール類」及び「架橋剤」のうち又は複数の物質により架橋したもの。この重合体の架橋体では、「必須モノマー」に「任意の物質」を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール、グリセロール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（重合度４以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して５０％未満であること。

に改める。

２．別紙３のエステル結合を主とする重合体の架橋体の項中、

名称		使用制限等
必須モノマー	アルコール類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オキシランを含む。</li> <li>・重合度４以上の重合体は、重合体の構成成分に対して５０％未満であること。</li> </ul>
	エチレングリコール	
必須モノマー	架橋剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エチレングリコール重合体（重合度４以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して５０％未満であること。</li> <li>・エチレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
	エチレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル	

を

名称		使用制限等
必須モノマー	アルコール類	<u>オキシランを含む。</u>
	エチレングリコール	
必須モノマー	架橋剤	<u>エチレングリコールは重合体を含む。</u>
	エチレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル	

に改める。

3. 別紙4のエポキシ化合物の架橋重合体について、

グリシジル処理された次の「必須モノマー（1種以上）」の架橋重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。

を

グリシジル処理された次の「必須モノマー（1種以上）」の架橋重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール、グリセロール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

に改める。

4. 別紙4のエポキシ化合物の架橋重合体の項中、

名称		使用制限等
必須モノマー	エチレングリコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オキシランを含む。</li> <li>・重合度4以上の重合体は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> </ul>
任意の物質（必須モノマー又はエピクロルヒドリンとの反応生成物を含む。）	2-アミノプロピル処理されたプロピレングリコール	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロピレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・プロピレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>

を

名称		使用制限等
必須モノマー	エチレングリコール	<u>オキシランを含む。</u>
任意の物質（必須モノマー又はエピクロルヒドリンとの反応生成物を含む。）	2-アミノプロピル処理されたプロピレングリコール	<u>プロピレングリコールは重合体を含む。</u>

に改める。

5. 別紙6のシロキサン結合を主とする重合体の項中、

名称		使用制限等
任意の物質	カプロラクトン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。

を

名称		使用制限等
任意の物質	カプロラクトン	

に改め、

名称		使用制限等
必須モノマー	<u>1, 3-ビス (クロロメチル)-1, 1, 3, 3-テトラメチルジシロキサン</u>	<u>第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。</u>
任意の物質	<u>エチレン</u>	<u>第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。</u>
任意の物質	<u>牛脂脂肪酸のナトリウム塩</u>	<u>第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。</u>

を「必須モノマー」及び「任意の物質」のそれぞれの項中に追加する。

6. 別紙9のホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体について、

次の「必須モノマー（1種以上）」からなる重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。

を

次の「必須モノマー（1種以上）」からなる重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

に改める。

7. 別紙9のホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体の項中、

名称		使用制限等
任意の物質	エチレングリコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オキシランを含む。</li> <li>・重合体の構成成分に対して6%以下であること（第2表の通し番号108(1)及び通し番号108(2)に該当する重合体の構成成分として使用する場合を除く。）。</li> <li>・重合度4以上の重合体は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> </ul>
任意の物質	エチレングリコールのジグリシジルエーテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・エチレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>

を

名称		使用制限等
任意の物質	エチレングリコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オキシランを含む。</li> <li>・<u>重合体の構成成分に対して6%以下であること（第2表の通し番号108(1)及び通し番号108(2)に該当する重合体の構成成分として使用する場合を除く。）。</u></li> </ul>
任意の物質	エチレングリコールのジグリシジルエーテル	<u>エチレングリコールは重合体を含む。</u>

に改める。

8. 別紙 11 のウレタン結合を主とする重合体の項中、

名称		使用制限等
必須モノマー	アルコール類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・エチレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
	エチレングリコールのモノメチルエーテル	
必須モノマー	アルコール類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロピレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・プロピレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
	プロピレングリコールのモノメチルエーテル	

を

名称		使用制限等
必須モノマー	アルコール類	<u>エチレングリコールは重合体を含む。</u>
	エチレングリコールのモノメチルエーテル	
必須モノマー	アルコール類	<u>プロピレングリコールは重合体を含む。</u>
	プロピレングリコールのモノメチルエーテル	

に改め、

名称		使用制限等
必須モノマー	アルコール類	
	<u>トリメチロールエタン</u>	
任意の物質	<u>ジブチルアミン</u>	
任意の物質	<u>ピロメリット酸</u>	
		<u>無水ピロメリット酸を含む。</u>

任意の物質	tert-ブチル安息香酸
任意の物質	プロポキシ化処理されたトリメチロールプロパンのトリス(2-アミノメチルエチル)エーテル

を「必須モノマー」及び「任意の物質」のそれぞれの項中に追加する。

9. 別紙 12 のエステル結合を主とする重合体について、

次の「酸類（1種以上）」又は「アルコール類（1種以上）」及び「酸類（1種以上）」のエステル結合による重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。  
 ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が 150℃以上の重合体その他これに類するもの（材質区分 2 及び 4 に該当するものを除く。）は材質区分 1、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が 150℃未満の重合体その他これに類するもの（材質区分 2 及び 4 に該当するものを除く。）は材質区分 3 とする。

を

次の「酸類（1種以上）」又は「アルコール類（1種以上）」及び「酸類（1種以上）」のエステル結合による重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール、グリセロール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体（重合度 4 以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して 50%未満であること。  
 ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が 150℃以上の重合体その他これに類するもの（材質区分 2 及び 4 に該当するものを除く。）は材質区分 1、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が 150℃未満の重合体その他これに類するもの（材質区分 2 及び 4 に該当するものを除く。）は材質区分 3 とする。

に改める。

10. 別紙 12 のエステル結合を主とする重合体の項中、

名称		使用制限等
必須モノマー	アルコール類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オキシランを含む。</li> <li>・重合度 4 以上の重合体は、重合体の構成成分に対して 50%未満であること。</li> <li>・分子量 1000 以上の重合体を含む。</li> </ul>
	エチレングリコール	

必須モノマー	アルコール類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重合度 4 以上の重合体は、重合体の構成成分に対して 50%未満であること。</li> <li>・分子量 1000 以上の重合体を含む。</li> <li>・2-メチルオキシランを含む。</li> </ul>
	プロピレングリコール	

を

名称		使用制限等
必須モノマー	アルコール類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>オキシランを含む。</u></li> <li>・<u>分子量 1000 以上の重合体を含む。</u></li> </ul>
	エチレングリコール	
必須モノマー	アルコール類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>分子量 1000 以上の重合体を含む。</u></li> <li>・<u>2-メチルオキシランを含む。</u></li> </ul>
	プロピレングリコール	

に改め、

名称		使用制限等
必須モノマー	アルコール類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ペンタエリスリトールは二量体を含む。</u></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>オレイン酸及び</u></li> <li><u>ペンタエリスリ</u></li> <li><u>トールからなる</u></li> <li><u>エステル</u></li> </ul>	

を「必須モノマー」の項中に追加する。

11. 別紙 17 のアミド結合を主とする重合体（アジリジン又は 2-エチル-2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。）について、

次の「アミン類（1種以上）」又は「アミン類（1種以上）」及び「酸類（1種以上）」のアミド結合による重合体（アジリジン又は 2-エチル-2-オキサゾリンの単独重合体を含む。）。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」を組み合わせることができる。

を

次の「アミン類（1種以上）」又は「アミン類（1種以上）」及び「酸類（1種以上）」のアミド結合による重合体（アジリジン又は2-エチル-2-オキサゾリンの単独重合体を含む。）。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

に改める。

12. 別紙17のアミド結合を主とする重合体（アジリジン又は2-エチル-2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。）の項中、

名称			使用制限等
必須モノマー	アミン類	3-アミノプロピル化処理されたエチレングリコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3-アミノプロピル化処理されたエチレングリコールの使用量は、重合体の構成成分に対して10%以下であること。</li> <li>・重合体を含む。</li> </ul>
		2-アミノプロピル化処理されたプロピレングリコール	
必須モノマー	アミン類	3-アミノプロピル化処理されたエチレングリコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重合体を含む。</li> <li>・プロピレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> </ul>
		2-アミノプロピル化処理されたプロピレングリコール	

を

名称			使用制限等
必須モノマー	アミン類	3-アミノプロピル化処理されたエチレングリコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3-アミノプロピル化処理されたエチレングリコールの使用量は、重合体の構成成分に対して10%以下であること。</li> <li>・<u>エチレングリコールは重合体を含む。</u></li> </ul>
		2-アミノプロピル化処理されたプロピレングリコール	
必須モノマー	アミン類	3-アミノプロピル化処理されたエチレングリコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>プロピレングリコールは重合体を含む。</u></li> </ul>
		2-アミノプロピル化処理されたプロピレングリコール	

に改める。

13. 別紙 18 のグルコース単独重合体又は化学修飾処理されたセルロースの項中、

名称	使用制限等
任意の化学処理	
ヒドロキシルエチル化処理	
任意の化学処理	
ヒドロキシルプロピル化処理	

を「任意の化学処理」の項中に追加する。

14. 別紙 21 の被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体について、

次の物質（1種以上）からなる重合体。この重合体では、「有機化合物」及び「天然成分、無機物又はそれらの誘導体」に「任意の化学処理」を組み合わせることができる。

を

次の物質（1種以上）からなる重合体。この重合体では、「有機化合物」及び「天然成分、無機物又はそれらの誘導体」に「任意の化学処理」を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール、グリセロール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

に改める。

15. 別紙 21 の被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体の項中、

名称	使用制限等
有機化合物	・エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。 ・重合体を含む。
有機窒素化合物	
	・エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。 ・エチレングリコールは重合体を含む。
3-アミノプロピル化処理されたエチレングリコール	
有機化合物	・エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。 ・エチレングリコールは重合体を含む。
有機窒素化合物	
	・エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。 ・エチレングリコールは重合体を含む。
エチレングリコールの2-アミノエチルエーテル	

有機化合物	有機窒素化合物	プロピレングリコールの2-アミノエチルエーテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロピレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・プロピレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
有機化合物	上記以外の化合物	アクリル酸及びエチレングリコールからなるエステル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・エチレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
有機化合物	上記以外の化合物	アクリル酸及びプロピレングリコールからなるエステル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロピレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・プロピレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
有機化合物	上記以外の化合物	エチレングリコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オキシランを含む。</li> <li>・重合度4以上の重合体は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・分子量1000以上の重合体を含む。</li> </ul>
有機化合物	上記以外の化合物	エチレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・エチレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
有機化合物	上記以外の化合物	エチレングリコールのアルキルエーテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルキルの炭素数が10から16までのものに限る。</li> <li>・エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・エチレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>

有機化合物	上記以外の化合物	エチレングリコールのアルキルフェニルエーテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルキルの炭素数が9のものに限る。</li> <li>・エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・エチレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
有機化合物	上記以外の化合物	エチレングリコールのモノアリルエーテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・エチレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
有機化合物	上記以外の化合物	エチレングリコールのモノアリルエーテルのアクリル酸エステル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・エチレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
有機化合物	上記以外の化合物	エチレングリコールのモノメチルエーテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・エチレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
有機化合物	上記以外の化合物	エトキシ化及びプロポキシ化のうち一又は複数の処理がされたグリセロール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリセロールはグリシジルアルコールを含む。</li> <li>・重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> </ul>
有機化合物	上記以外の化合物	グリセロール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリシジルアルコールを含む。</li> <li>・重合体を含む。</li> <li>・重合度4以上の重合体は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> </ul>

有機化合物	上記以外の化合物	プロピレングリコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重合度4以上の重合体は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・分子量1000以上の重合体を含む。</li> <li>・2-メチルオキシランを含む。</li> </ul>
	上記以外の化合物	プロピレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル	
有機化合物	上記以外の化合物	プロピレングリコールのアリルエーテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロピレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・プロピレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
	上記以外の化合物	プロピレングリコールのアルキルエーテル	
有機化合物	上記以外の化合物	プロピレングリコールのアルキルエーテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルキルの炭素数が10から16までのものに限る。</li> <li>・プロピレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。</li> <li>・プロピレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
	上記以外の化合物	プロピレングリコールのメチルエーテル	

を

名称		使用制限等
有機化合物	有機窒素化合物	エチレングリコールは重合体を含む。
	3-アミノプロピル処理されたエチレングリコール	

<p>有機化合物</p> <p>有機窒素化合物</p> <p>エチレングリコールの2-アミノエチルエーテル</p>		<p><u>エチレングリコールは重合体を含む。</u></p>
<p>有機化合物</p> <p>有機窒素化合物</p> <p>プロピレングリコールの2-アミノエチルエーテル</p>		<p><u>プロピレングリコールは重合体を含む。</u></p>
<p>有機化合物</p> <p>上記以外の化合物</p> <p>アクリル酸及びエチレングリコールからなるエステル</p>		<p><u>エチレングリコールは重合体を含む。</u></p>
<p>有機化合物</p> <p>上記以外の化合物</p> <p>アクリル酸及びプロピレングリコールからなるエステル</p>		<p><u>プロピレングリコールは重合体を含む。</u></p>
<p>有機化合物</p> <p>上記以外の化合物</p> <p>エチレングリコール</p>		<p><u>・オキシランを含む。</u> <u>・分子量 1000 以上の重合体を含む。</u></p>
<p>有機化合物</p> <p>上記以外の化合物</p> <p>エチレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル</p>		<p><u>エチレングリコールは重合体を含む。</u></p>
<p>有機化合物</p> <p>上記以外の化合物</p> <p>エチレングリコールのアルキルエーテル</p>		<p><u>・アルキルの炭素数が 10 から 16 までのものに限る。</u> <u>・エチレングリコールは重合体を含む。</u></p>
<p>有機化合物</p> <p>上記以外の化合物</p> <p>エチレングリコールのアルキルフェニルエーテル</p>		<p><u>・アルキルの炭素数が 9 のものに限る。</u> <u>・エチレングリコールは重合体を含む。</u></p>

<p>有機化合物</p>	<p>上記以外の化合物</p> <p>エチレングリコールのモノアリエーテル</p>	<p><u>エチレングリコールは重合体を含む。</u></p>
<p>有機化合物</p>	<p>上記以外の化合物</p> <p>エチレングリコールのモノアリエーテルのアクリル酸エステル</p>	<p><u>エチレングリコールは重合体を含む。</u></p>
<p>有機化合物</p>	<p>上記以外の化合物</p> <p>エチレングリコールのモノメチルエーテル</p>	<p><u>エチレングリコールは重合体を含む。</u></p>
<p>有機化合物</p>	<p>上記以外の化合物</p> <p>エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされたグリセロール</p>	<p><u>グリセロールはグリシジルアルコールを含む。</u></p>
<p>有機化合物</p>	<p>上記以外の化合物</p> <p>グリセロール</p>	<p><u>・グリシジルアルコールを含む。</u></p> <p><u>・重合体を含む。</u></p>
<p>有機化合物</p>	<p>上記以外の化合物</p> <p>プロピレングリコール</p>	<p><u>・分子量 1000 以上の重合体を含む。</u></p> <p><u>・2-メチルオキシランを含む。</u></p>
<p>有機化合物</p>	<p>上記以外の化合物</p> <p>プロピレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル</p>	<p><u>プロピレングリコールは重合体を含む。</u></p>

有機化合物	上記以外の化合物	プロピレングリコールは重合体を含む。
	プロピレングリコールのアリルエーテル	
有機化合物	上記以外の化合物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルキルの炭素数が 10 から 16 までのものに限る。</li> <li>・プロピレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
	プロピレングリコールのアルキルエーテル	
有機化合物	上記以外の化合物	プロピレングリコールは重合体を含む。
	プロピレングリコールのメチルエーテル	

に改める。

16. 本文について、次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>今般、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」(令和5年11月30日付け健生発1130第4号厚生労働省健康・生活衛生局長通知。最終改正：令和6年9月27日付け消食基発第224号消費者庁次長通知。)の第3の1のハの(1)及びニの(8)において参照するとして別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等については下記のとおりですので、貴管内関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いします。</p>	<p>今般、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」(令和5年11月30日付け健生発1130第4号厚生労働省健康・生活衛生局長通知)の第3の1のハの(1)及びニの(7)において参照するとして別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等については下記のとおりですので、貴管内関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いします。</p>

17. 記の第2について、次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>第2 別表第1第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分について</p> <p>1 <u>食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第324号）による改正後の食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）</u>の別表第1第2表の通し番号108(1)及び108(2)における「第1表に該当する重合体」の構成成分については、この通知の別紙1～20に示すこと。また、この重合体の取扱いについては第1の<u>2</u>のイ、ロ及びハの基材の取扱いに準じること。</p>	<p>第2 別表第1第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分について</p> <p>1 <u>改正後の規格基準告示の別表第1第2表の通し番号108(1)及び108(2)における「第1表に該当する重合体」</u>の構成成分については、この通知の別紙1～20に示すこと。また、この重合体の取扱いについては第1の<u>4</u>のイ、ロ及びハの基材の取扱いに準じること。</p>

以上

## エステル結合を主とする重合体の架橋体

次の「酸類（1種以上）」による重合体又は「酸類（1種以上）」及び「アルコール類（1種以上）」のエステル結合による重合体を「酸類」、「アルコール類」及び「架橋剤」のうち又は複数の物質により架橋したもの。この重合体の架橋体では、「必須モノマー」に「任意の物質」を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール、グリセロール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

名称	使用制限等
<b>必須モノマー</b>	<b>必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。</b>
<b>酸類</b>	
アクリル酸	
アジピン酸	メチルエステルを含む。
アゼライン酸	
イソフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
イタコン酸	
クロレンド酸	無水クロレンド酸を含む。
コハク酸	無水コハク酸及びメチルエステルを含む。
1, 2-シクロヘキサンジカルボン酸	無水1, 2-シクロヘキサンジカルボン酸を含む。
4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	無水4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸を含む。
セバシン酸	メチルエステルを含む。
テレフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
トリメリット酸	塩化物及び無水トリメリット酸を含む。
乳酸	
二酸化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
5-ノルボルネン-2, 3-ジカルボン酸	無水5-ノルボルネン-2, 3-ジカルボン酸を含む。
ピロメリット酸	無水ピロメリット酸を含む。
フタル酸	無水フタル酸を含む。
フマル酸	
マレイン酸	ブチルエステル及び無水マレイン酸を含む。
メタクリル酸	
メタクリル酸グリシジル	
<b>アルコール類</b>	
2-エチル-2-ブチル-1, 3-プロパンジオール	
エチレングリコール	オキシランを含む。
エトキシ化処理されたビスフェノールA	
グリセロール	
1, 4-シクロヘキサンジメタノール	
ソルビトール	
トリシクロデカンジメタノール	
2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオール	
トリメチロールエタン	
トリメチロールプロパン	
ネオペンチルグリコール	
2, 2-ビス(4-ヒドロキシシクロヘキシル)プロパン	
ビスフェノールA	
ビスフェノールAのジグリシジルエーテル	
ビスフェノールAのビス(2-ヒドロキシプロピル)エーテル	
フェノール	
1, 3-ブタンジオール	
1, 4-ブタンジオール	
プロピレングリコール	2-メチルオキシランを含む。
1, 6-ヘキサンジオール	
ペンタエリスリトール	二量体を含む。
マンニトール	
α-メチルグルコシド	

	2-メチル-1, 3-プロパンジオール	
架橋剤	アクリル酸イソボルニル	
	アクリル酸エチル	
	アクリル酸2-エチルヘキシル	
	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	
	アクリル酸ブチル	
	アクリル酸プロピル	
	アクリル酸メチル	
	アリルグリシジルエーテル	
	イソシアヌル酸トリアリル	
	エチレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル	エチレングリコールは重合体を含む。
	エピクロルヒドリン	
	クロトン酸	
	酢酸ビニル	
	シアヌル酸トリアリル	
	ジビニルベンゼン	
	スチレン	
	トリメチロールプロパン及びメタクリル酸からなるトリエステル	
	トリメチロールプロパンのジアリルエーテル	
	ネオペンチルグリコール及びメタクリル酸からなるジエステル	
	N-ビニルピロリドン	
	フタル酸ジアリル	
	マレイン酸ジアリル	
	メタクリル酸アリル	
	メタクリル酸イソボルニル	
	メタクリル酸エチル	
	メタクリル酸ジシクロペンテニルオキシエチル	
	メタクリル酸2-フェノキシエチル	
	メタクリル酸ブチル	
	メタクリル酸プロピル	
	メタクリル酸ベンジル	
メタクリル酸メチル		
$\alpha$ -メチルスチレン		
	メチルスチレン	
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
	アルキルアルコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>炭素数が10のものに限る。</li> <li>直鎖でないものに限る。</li> </ul>
	安息香酸	
	2-エチルヘキサノール	
	オクタノール	
	オクタン酸	
	酢酸	
	ジエチレングリコールのモノブチルエーテル	
	1, 4-シクロヘキサンジカルボン酸	メチルエステルを含む。
	ジシクロペンタジエン	
	4, 4'-ジヒドロキシジフェニルスルホン	
	2, 2-ジメチル-1-プロパノール	
	ステアリン酸	
	5-スルホイソフタル酸	ナトリウム塩及びメチルエステルを含む。
	デカノール	
	1, 10-デカンジカルボン酸	
	動植物性油脂	
	動植物性油脂由来の脂肪酸	
	2, 6-ナフタレンジカルボン酸	メチルエステルを含む。
	二量化及び水素化処理された不飽和脂肪酸	
ノナン酸		
パルミチン酸		

2, 2-ビス (ヒドロキシメチル) プロピオン酸	
2, 2-ビス (ヒドロキシメチル) 酪酸	
2, 5-フランジカルボン酸	メチルエステルを含む。
1, 3-プロパンジオール	
ベンジルアルコール	
ホルムアルデヒド	
ロジン	

## エポキシ化合物の架橋重合体

グリシジル処理された次の「必須モノマー（1種以上）」の架橋重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール、グリセロール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

名称	使用制限等
<b>必須モノマー</b>	
4-アミノアニソール	
アルキルアルコール	炭素数が9から16までのものに限る。
エチレングリコール	オキシランを含む。
キシレンジアミン	
グリセロール	
ジエチレントリアミン	
1, 4-シクロヘキサンジメタノールのジアリルエーテル	
4, 4'-ジヒドロキシ-3, 3', 5, 5'-テトラメチルジフェニルメタン	
ジメチルアミン	
水素化処理されたビスフェノールA	
トリエチレンテトラミン	
トリメチロールプロパン	
二量化処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
ネオペンチルグリコール	
1, 3-ビス（アミノメチル）シクロヘキサン	
ビスフェノールA	
ビスフェノールB	
ビスフェノールF	
フェノール	
ブタノール	
1, 4-ブタンジオール	
4-ブチルフェノール	4-sec-ブチルフェノール及び4-tert-ブチルフェノールに限る。
プロピレングリコール	2-メチルオキシランを含む。
1, 6-ヘキサンジオール	
飽和脂肪酸	・炭素数が10のものに限る。 ・直鎖でないものに限る。
ホルムアルデヒド	
メチルフェノール	
<b>任意の物質（必須モノマー又はエピクロロヒドリンとの反応生成物を含む。）</b>	<b>任意の物質（必須モノマー又はエピクロロヒドリンとの反応生成物を除く。）のみで構成される部分は分子量1000未満であること。</b>
アクリル酸	
アクリル酸エチル	
アクリル酸ブチル	
アクリル酸メチル	
アクリロニトリル	
アジピン酸	
アジリジン	
アセチルサリチル酸	
アゼライン酸	
アニリン	
N-(2-アミノエチル)-ピペラジン	

2-アミノプロピル処理されたプロピレングリコール	プロピレングリコールは重合体を含む。
2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール	
アルキルフェノール	アルキルの炭素数が9のものに限る。
安息香酸	
アンモニア	水酸化アンモニウムを含む。
イソシアヌル酸トリグリシジル	
1-イソブチル-2-メチルイミダゾール	
イソホロンジアミン	
エタノール	
(エチルアミン) トリフルオロホウ素	
2-エチルヘキサン酸	
2-エチル-4-メチルイミダゾール	
エチレン	
エチレンジアミン	
オレイルアミン	
N-オレイル-1, 3-ジアミノプロパン	
カプロラクタム	
カプロラクトン	
N-牛脂アルキル-1, 3-プロパンジアミン	
グリシジル [3-(トリメトキシシリル) プロピル] エーテル	
グリシジル (2-メチルフェニル) エーテル	
サリチル酸	
1-シアノエチル-2-エチル-メチルイミダゾール	1-シアノエチル-2-エチル-4-メチルイミダゾール及び1-シアノエチル-2-エチル-5-メチルイミダゾールに限る。
N-シアノ-グアニジン	
2-(ジエチルアミノ) エタノール	
ジエチルトルエンジアミン	
N, N-ジエチル-1, 3-プロパンジアミン	
4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート	
2, 3-ジヒドロキシ-1-プロパンチオール及びプロポキシル処理されたペンタエリスリトールからなるエーテル	
ジフェニルアミン	
N, N-ジフェニル-尿素	
N, N-ジベンジル-エチレンジアミン	
2-(ジメチルアミノ)-2-メチル-1-プロパノール	
ジメチルシクロヘキサン- $\omega$ , $\omega'$ -ジイソシアネート	
2, 6-ジメチルフェノール	
N, N-ジメチル-1, 3-プロパンジアミン	
スチレン	
セバシン酸	
多硫化ナトリウム	
テトラエチレンペンタミン	
N, N, N', N'-テトラキス(2-ヒドロキシプロピル)-アジピン酸アミド	
動植物性油脂	
動植物性油脂由来の脂肪酸	
トリエタノールアミン	
トリエチルアミン	
トリエチレンジアミン	

1, 2, 3-トリクロロプロパン	
2, 4, 6-トリス [(ジメチルアミノ) メチル] フェノール	
トリメチルヘキサメチレンジアミン	2, 2, 4-トリメチル-ヘキサメチレンジアミン及び2, 4, 4-トリメチル-ヘキサメチレンジアミンに限る。
トリメチロールプロパンのアリルエーテル	ジアリルエーテル及びモノアリルエーテルに限る。
N- [3- (トリメトキシシリル) プロピル] -エチレンジアミン	
尿素	
二量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
バレロラクトン	
ビス (アミノメチル) ノルボルナン	
ビス (4-アルキルフェニル) アミン	アルキルは4-オクチル及び2, 4, 4-トリメチルペンチルに限る。
ビス (2-クロロエトキシ) メタン	
ビス [(ジメチルアミノ) メチル] フェノール	
ビス (2-ヒドロキシプロピル) アミン	
ビスフェノールAのビス (2-ヒドロキシ-3-メルカプトプロピル) エーテル	
ピペラジン	
2-フェニルイミダゾール	
N-フェニル尿素	
1, 3-フェニレンジアミン	
1, 3-ブタジエン	
不飽和脂肪酸	炭素数が18のものに限る。
フマル酸	
フルフリルアルコール	
1, 2-プロパンジアミン	
プロポキシル化処理されたトリメチロールプロパンのトリス (2-アミノメチルエチル) エーテル	
ヘキサメチレンジアミン	
ヘキサメチレンテトラミン	
N- (N-ベンジル-アミノメチル) -チオ尿素	
ベンジルアミン	
ベンジルアルコール	
N-ベンジル-エチレンジアミン	
ペンタエチレンヘキサミン	
ペンタエリスリトール	
3-ペンタデシルフェノール	
マレイン酸	無水マレイン酸を含む。
マレイン酸ジブチル	
無水コハク酸	
無水1, 2-シクロヘキサジカルボン酸	
無水4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	
無水トリメリット酸	塩化物を含む。
無水フタル酸	
無水メチルシクロヘキサン-1, 2-ジカルボン酸	
無水メチルシクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	
メタクリル酸	
メタクリル酸メチル	
N-メチル-3-アミノプロパノール	
4, 4'-メチレンジアニリン	

	4, 4'-メチレンビス (シクロヘキシルアミン)	
	4, 4'-メチレンビス (2-メチルシクロヘキシルアミン)	
	リン酸	重合体を含む。
任意の化学処理		重合体への処理に限る。
	カルボキシル化処理	アクリロニトリル及び1, 3-ブタジエンからなる重合体への末端処理に限る。
	水素化処理	アニリン及びホルムアルデヒドからなる重合体への処理に限る。

## シロキサン結合を主とする重合体

次の「必須モノマー（1種以上）」のシロキサン結合による重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。

名称	使用制限等
必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
[N-2-(アミノエチル)-3-アミノプロピル]メチルジメトキシシラン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
(3-アミノプロピル)ジエトキシメチルシラン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
オクタメチルシクロテトラシロキサン	
クロロトリメチルシラン	
クロロビニルジメチルシラン	
ジエチルジクロロシラン	
ジエトキシジフェニルシラン	
ジエトキシジメチルシラン	
ジクロロジフェニルシラン	
ジクロロジメチルシラン	
ジクロロ(3,3,3-トリフルオロプロピル)メチルシラン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
ジクロロ(3,3,4,4,5,5,6,6,6-ノナフルオロヘキシル)メチルシラン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
ジクロロビニルメチルシラン	
ジクロロフェニルメチルシラン	
ジクロロメチルシラン	
ジフェニルジメトキシシラン	
ジメチルクロロシラン	
ジメチルジメトキシシラン	
デカメチルシクロペンタシロキサン	
ドデカメチルシクロヘキサシロキサン	
トリエトキシフェニルシラン	
トリエトキシメチルシラン	
トリクロロフェニルシラン	
トリクロロプロピルシラン	
トリクロロメチルシラン	
トリヒドロキシプロピルシラン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
(3,3,3-トリフルオロプロピル)ジエトキシメチルシラン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
(3,3,3-トリフルオロプロピル)ジメトキシメチルシラン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
2,4,6-トリメチル-2,4,6-トリス(3,3,3-トリフルオロプロピル)シクロトリシロキサン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
ビニルトリメトキシシラン	
フェニルトリメトキシシラン	
ヘキサメチルシクロトリシロキサン	
ヘキサメチルジシロキサン	
水	シラン化合物の重合反応に用いる場合に限る。
メチルトリメトキシシラン	
1,3-ビス(クロロメチル)-1,1,3,3-テトラメチルジシロキサン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。

任意の物質	任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
アクリル酸	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
アクリル酸2-ヒドロキシエチル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
アリールアルコール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
アルキルアルコール	炭素数が1から4までのものに限る。
1-アルケン	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。</li> <li>炭素数が6、8、12、14及び16に限る。</li> </ul>
イソフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
エチレングリコール	オキシランを含む。
エチレングリコールのモノアリルエーテル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
1, 2-エポキシ-4-ビニルシクロヘキサン カプロラクトン	
ケイ酸のナトリウム塩	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
酢酸	
1, 4-ジヒドロキシ-2-ブチン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
スチレン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
テトラエトキシシラン	
テレフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-トリデカフルオロ-1-オクテン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
トリメチロールエタン	
トリメチロールプロパン	
二酸化ケイ素	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
プロピレン	
プロピレングリコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。</li> <li>2-メチルオキシランを含む。</li> </ul>
ヘキサメチレンジイソシアネート	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
$\gamma$ - $\omega$ -ペルフルオロアルコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。</li> <li>炭素数が8から14までのものに限る。</li> </ul>
マレイン酸	無水マレイン酸を含む。
メタクリル酸アリル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
メタクリル酸3-(ジメトキシメチルシリル)プロピル	
$\alpha$ -メチルスチレン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
2-メトキシ-4-プロペニルフェノール	
エチレン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
牛脂脂肪酸のナトリウム塩	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
任意の化学処理	重合体への処理に限る。
加水分解処理	

3-(2-ヒドロキシエトキシ)プロピル化処理	
ブチル化処理	
メチル化処理	

## ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体

次の「必須モノマー（1種以上）」からなる重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

名称	使用制限等
<b>必須モノマー</b>	
1, 3, 5-トリオキサン	
ホルムアルデヒド	
<b>任意の物質</b>	任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
アセトフェノン	
(アリルオキシ) ベンジルアルコール	
ar- (アリルオキシ) ベンゼンジメタノール	
ar- (アリルオキシ) ベンゼントリメタノール	
エチレングリコール	・オキシランを含む。 ・重合体の構成成分に対して6%以下であること（第2表の通し番号108(1)及び通し番号108(2)に該当する重合体の構成成分として使用する場合を除く。）。
エチレングリコールのジグリシジルエーテル	エチレングリコールは重合体を含む。
キシレン	
3-クロロ-1-プロペン	
1, 3-ジオキサシクロヘプタン	重合体の構成成分に対して6%以下であること。
1, 3-ジオキソラン	重合体の構成成分に対して6%以下であること。
シクロヘキサノン	
2-ナフタレンスルホン酸	ナトリウム塩を含む。
尿素	
4-ノニルフェノール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
フェノール	
ブタノール	
1, 4-ブタンジオールのジグリシジルエーテル	重合体の構成成分に対して6%以下であること。
ベンゾグアナミン	
4-メチルベンゼンスルホン酸アミド	
メラミン	
<b>任意の化学処理</b>	重合体への処理に限る。
メチル化処理	

## ウレタン結合を主とする重合体

次の「イソシアネート類（1種以上）」及び「アルコール類（1種以上）」のウレタン結合による重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」を組み合わせることができる。

ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体その他これに類するもの（材質区分2及び4に該当するものを除く。）は材質区分1、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が150℃未満の重合体その他これに類するもの（材質区分2及び4に該当するものを除く。）は材質区分3とする。

名称	使用制限等
<b>必須モノマー</b>	<b>次のアルコール類及びイソシアネート類の合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。</b>
<b>イソシアネート類</b>	
イソホロンジイソシアネート	
キシレンジイソシアネート	
4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート	
ジメチルシクロヘキサン- $\omega$ , $\omega'$ -ジイソシアネート	
ジメチルノルボルナン- $\omega$ , $\omega'$ -ジイソシアネート	
3, 3'-ジメチル-4, 4'-ビフェニレンジイソシアネート	
チオリン酸トリス（4-イソシアナトフェニル）	
$\alpha$ , $\alpha$ , $\alpha'$ , $\alpha'$ -テトラメチル-1, 3-キシレンジイソシアネート	
トルエンジイソシアネート	
ヘキサメチレンジイソシアネート	三量体を含む。
ペンタメチレンジイソシアネート	
メチレン架橋されたフェニルイソシアネート	
<b>アルコール類</b>	
アクリル酸2-ヒドロキシエチル	
アルキルアルコール	炭素数が5から38までのものに限る。
エタノールアミン	
2-エチル-1, 3-ヘキサンジオール	
エチレングリコール	・オキシランを含む。 ・分子量1000以上の重合体を含む。
エチレングリコールのモノメチルエーテル	エチレングリコールは重合体を含む。
エピクロロヒドリン	
カプロラクトン	
グリセロール	
ジエタノールアミン	
N, N-ジエチル-イソプロパノールアミン	
2, 4-ジエチル-1, 5-ペンタンジオール	
2-ジオキソラノン	
ショ糖	
水酸基末端処理された1, 3-ブタジエン重合体	
ソルビトール	
1, 10-デカンジオール	
N, N, N', N'-テトラキス（2-ヒドロキシプロピル）-エチレンジアミン	
テトラヒドロフラン	
テトラヒドロフルフリルアルコール	
トリイソプロパノールアミン	
2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオール	
トリメチロールプロパン	
二量化及び水素化処理された不飽和脂肪酸のメチルエステル	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
ネオペンチルグリコール	
1, 9-ノナンジオール	

1, 4-ビス(2-ヒドロキシエトキシ)ベンゼン	
N, N-ビス(2-ヒドロキシプロピル)-アニリン	
2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)プロピオン酸	アンモニウム塩を含む。
ビスフェノールA	
3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピオン酸	
3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピル	
ヒマシ油	
ブタノール	
ブタンジオール	1, 3-ブタンジオール及び1, 4-ブタンジオールに限る。
プロパノール	
2-プロパノール	
1, 3-プロパンジオール	
プロピレングリコール	・分子量1000以上の重合体を含む。 ・2-メチルオキシランを含む。
プロピレングリコールのモノメチルエーテル	プロピレングリコールは重合体を含む。
2-プロポキシエタノール	
プロポキシ化処理されたトリメチロールプロパン	
プロポキシ化処理されたビスフェノールA	
1, 6-ヘキサジオール	
ペンタエリスリトール	二量体を含む。
1, 5-ペンタンジオール	
マンニトール	
水	
メタクリル酸2-ヒドロキシエチル	
2-メチル-1, 8-オクタンジオール	
4-メチル-2-ジオキサノン	
2-メチル-1, 3-プロパンジオール	
3-メチル-1, 5-ペンタンジオール	
トリメチロールエタン	
任意の物質	任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
アクリル酸	
アクリロニトリル	
アジピン酸	
アジピン酸ジヒドラジド	
N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール	
N-(2-アミノエチル)-ピペラジン	
1-アミノ-2-プロパノール	
N-(3-アミノプロピル)-イミダゾール	
3-アミノプロピルトリエトキシシラン	
アルキルフェノール	アルキルの炭素数が9のものに限る。
安息香酸	
イソフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
イソブチルアルコール	
イソホロンジアミン	
2-エチル-2-ブチル-1, 3-プロパンジオール	
2-エチルヘキサ酸	
2-エチルヘキシルアミン	
エチルメチルケトンオキシム	
エチレンジアミン	
エトキシ化及びプロポキシ化のうち一又は複数の処理がされた脂肪族アルコール	脂肪族アルコールは炭素数が12から14までのものに限る。
エポキシ化処理された脂肪酸のメチルエステル	脂肪酸は炭素数が16から18までのものに限る。ただし、不飽和脂肪酸の場合は炭素数が18のものに限る。
オレイン酸	

カルボジイミド処理されたジフェニルメタンジイソシアネート	
キシレン	
1, 3-キシレンジアミン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
コハク酸	無水コハク酸を含む。
酢酸ビニル	
酸化処理されたヒマシ油	
三量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
N-シアノグアニジン	
ジアミノトルエン	
ジエチレントリアミン	
1, 4-シクロヘキサンジメタノール	
3-(ジメチルアミノ)-1-プロパノール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
水素化処理された牛脂アルキルアミン	
水素化処理されたヒマシ油	
スチレン	
スチレン修飾処理されたフェノール	
5-スルホイソフタル酸のナトリウム塩	メチルエステルを含む。
セバシン酸	
脱水処理されたヒマシ油	
炭酸ジエチル	
炭酸ジフェニル	
炭酸ジメチル	
テレフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
動植物性油脂	
動植物性油脂由来の脂肪酸	
トリエタノールアミン	
トリエチルアミン	
トリメチルアミン	
トリメチルヘキサメチレンジアミン	2, 2, 4-トリメチルヘキサメチレンジアミン及び2, 4, 4-トリメチルヘキサメチレンジアミンに限る。
N-[3-(トリメトキシシリル)プロピル]-エチレンジアミン	
トリメリット酸	塩化物及び無水トリメリット酸を含む。
二酸化炭素	
乳酸	
二量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキサン	
1, 3-ビス(2-オキサゾリニル)ベンゼン	
2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)酪酸	
ヒドラジン	
ピペラジン	
ヒマシ油脂肪酸のメチルエステル	
1, 3-ブタジエン	
フタル酸	無水フタル酸を含む。
フマル酸	
プロピオン酸	
プロピルアミン	
飽和脂肪酸のグリセリルエステル	・脂肪酸は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪酸は直鎖でないものに限る。
ホルムアルデヒド	
無水マレイン酸	
メタクリル酸	
N-メチルジエタノールアミン	
4, 4'-メチレンジアニリン	
メラミン	
リン酸	
ジブチルアミン	
ピロメリット酸	無水ピロメリット酸を含む。

tert-ブチル安息香酸	
プロポキシ化処理されたトリメチロールプロパ ンのトリス(2-アミノメチルエチル)エーテル	

## エステル結合を主とする重合体

次の「酸類（1種以上）」又は「アルコール類（1種以上）」及び「酸類（1種以上）」のエステル結合による重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール、グリセロール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体その他これに類するもの（材質区分2及び4に該当するものを除く。）は材質区分1、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が150℃未満の重合体その他これに類するもの（材質区分2及び4に該当するものを除く。）は材質区分3とする。

名称	使用制限等
必須モノマー	次のアルコール類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して50mol%以上であること。
酸類	
アジピン酸	メチルエステルを含む。
アゼライン酸	
イソフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
イタコン酸	
カプロラクトン	
グリコール酸	
コハク酸	無水コハク酸及びメチルエステルを含む。
三量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
1, 4-シクロヘキサンジカルボン酸	メチルエステルを含む。
水素化及び二量化処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
水素化処理されたヒマシ油	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
5-スルホイソフタル酸	ナトリウム及びリチウムの塩並びにそれらの複塩並びにメチルエステルを含む。
セバシン酸	メチルエステルを含む。
テレフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
トリメリット酸	塩化物及び無水トリメリット酸を含む。
2, 6-ナフタレンジカルボン酸	メチルエステルを含む。
乳酸	使用温度が40℃を超える単独重合体に限り、D-乳酸含有率は6%以下であること。ただし、66℃以下で2時間以内又は100℃以下で30分間以内で使用するものについては、この限りでない。
二量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
バレロラクトン	
2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)プロピオン酸	
4-ヒドロキシ安息香酸	
3-ヒドロキシオクタン酸	3-ヒドロキシオクタン酸、3-ヒドロキシ吉草酸、3-ヒドロキシデカン酸及び3-ヒドロキシヘキサン酸の合計は重合体の構成成分に対して25mol%以下であること。
3-ヒドロキシ吉草酸	3-ヒドロキシオクタン酸、3-ヒドロキシ吉草酸、3-ヒドロキシデカン酸及び3-ヒドロキシヘキサン酸の合計は重合体の構成成分に対して25mol%以下であること。
12-ヒドロキシステアリン酸	
3-ヒドロキシデカン酸	3-ヒドロキシオクタン酸、3-ヒドロキシ吉草酸、3-ヒドロキシデカン酸及び3-ヒドロキシヘキサン酸の合計は重合体の構成成分に対して25mol%以下であること。
6-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸	4-ヒドロキシ安息香酸及び6-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸の合計は重合体の構成成分に対して55mol%以上であること。
3-ヒドロキシヘキサン酸	重合体の構成成分に対して20mol%以下であること。
3-ヒドロキシ酪酸	
フタル酸	無水フタル酸を含む。
2, 5-フランジカルボン酸	メチルエステルを含む。

アルコール類	
エチレングリコール	・オキシランを含む。 ・分子量1000以上の重合体を含む。
グリセロール	
1, 4-シクロヘキサンジメタノール	
ステアリン酸及びペンタエリスリトールからなるエステル	ペンタエリスリトールは二量体を含む。
スピログリコール	
2, 2, 4, 4-テトラメチル-1, 3-シクロブタンジオール	アルコール成分に対して40mol%以下であること。
トリシクロデカンジメタノール	
トリメチロールエタン	
トリメチロールプロパン	
ネオペンチルグリコール	
ビスフェノールA	
ビスフェノールAのビス(2-ヒドロキシエチル)エーテル	
ヒドロキノン	
4, 4'-ビフェノール	
1, 2-ブタンジオール	
1, 3-ブタンジオール	
1, 4-ブタンジオール	・テトラヒドロフランを含む。 ・分子量1000以上の重合体を含む。
1, 3-プロパンジオール	
プロピレングリコール	・分子量1000以上の重合体を含む。 ・2-メチルオキシランを含む。
1, 6-ヘキサンジオール	
ペンタエリスリトール	二量体を含む。
2-メチル-1, 3-プロパンジオール	
オレイン酸及びペンタエリスリトールからなるエステル	ペンタエリスリトールは二量体を含む。
任意の物質	任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
アクリル酸2-エチルヘキシル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
アジリジン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
N-(3-アミノプロピル)-イミダゾール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
アルキルアルコール	炭素数が8以上のものに限る。
安息香酸	
イソソルビド	
イソホロンジイソシアネート	
2-エチル-2-ブチル-1, 3-プロパンジオール	
エチレングリコールのモノアリルエーテル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
エチレンジアミン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
4, 4'-[オキシビス(メチレン)]ビス(シクロヘキサメタノール)	
グリシジル(2-メチルフェニル)エーテル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
グルタル酸ジメチル	
酢酸	無水酢酸を含む。
2-(ジエチルアミノ)エタノール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
2, 4-ジエチル-1, 5-ペンタンジオール	
ジエチレントリアミン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
1, 2-シクロヘキサンジカルボン酸	無水1, 2-シクロヘキサンジカルボン酸を含む。

9, 10-ジヒドロ-10-(2, 3-ジカルボキシプロピル)-9-オキサ-10-ホスファフェナントレン-10-オキシド	
2-(ジブチルアミノ)エタノール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
脂肪酸	炭素数が8以上のものに限る。
2-(ジメチルアミノ)エタノール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
N, N-ジメチル-1, 3-プロパンジアミン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
水素化処理されたヤシ油脂肪酸	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
スチレン	
1, 10-デカンジカルボン酸	
動植物性油脂	
動植物性油脂由来の脂肪酸	
トルエンジイソシアネート	
二量化処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
4, 4-ビス(4-ヒドロキシフェニル)吉草酸	
2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)酪酸	
4-ヒドロキシアセトアニリド	テレフタル酸、4-ヒドロキシアセトアニリド及び4, 4'-ビフェノールの合計は重合体の構成成分に対して25mol%以下であること。
3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピオン酸 3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピル	
4-(ヒドロキシメチル)-シクロヘキサンカルボン酸 [4-(ヒドロキシメチル)シクロヘキシル]メチル	
ピペラジン	
2-フェノキシエタノール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
ブタノール	
フマル酸	
プロボキシル化処理されたビスフェノールA	
ヘキサメチレンジイソシアネート	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
1, 5-ペンタンジオール	
マレイン酸	無水マレイン酸を含む。
メタノール	
3-メチル-1, 5-ペンタンジオール	
ラウロラクタム	
リン酸	・重合体及びマグネシウム塩を含む。 ・第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
任意の化学処理	<b>重合体への処理に限る。</b>
物理的再生処理	エチレングリコール及びテレフタル酸の合計が重合体の構成成分に対して50mol%以上の重合体への処理に限る。
末端4-tert-ブチルフェニル化処理	イソフタル酸(塩化物及びメチルエステルを含む。)、テレフタル酸(塩化物及びメチルエステルを含む。 )及びビスフェノールAからなる重合体への処理に限る。

アミド結合を主とする重合体（アジリジン又は2-エチル-2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。）

次の「アミン類（1種以上）」又は「アミン類（1種以上）」及び「酸類（1種以上）」のアミド結合による重合体（アジリジン又は2-エチル-2-オキサゾリンの単独重合体を含む。）。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

名称	使用制限等
必須モノマー	次のアミン類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
アミン類	
アジリジン	
11-アミノウンデカン酸	
N-(2-アミノエチル)-1,3-プロパンジアミン	
3-アミノプロピル処理されたエチレングリコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-アミノプロピル処理されたエチレングリコールの使用量は、重合体の構成成分に対して10%以下であること。</li> <li>エチレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
2-アミノプロピル処理されたプロピレングリコール	プロピレングリコールは重合体を含む。
12-アミノラウリン酸	
イソホロンジアミン	
2-エチル-2-オキサゾリン	単独重合体に限る。
エチレンジアミン	
エトキシル化及びブトキシル化のうち又は複数の処理がされた12-アミノラウリン酸	
カプロラクタム	
キシレンジアミン	
1,3-ジアミノ-4,6-ジヒドロキシベンゼンの塩酸塩	
3,4'-ジアミノジフェニルエーテル	
ジエチレントリアミン	
水素化及び二量化処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
1,10-デカンジアミン	
トリエチレンテトラミン	
二量化処理された不飽和脂肪酸アミン	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
1,9-ノナンジアミン	
N,N'-ビス(3-アミノプロピル)-エチレンジアミン	
ピペラジン	
1,3-フェニレンジアミン	
1,4-フェニレンジアミン	
1,4-ブタンジアミン	
ヘキサメチレンジアミン	
2-メチル-1,8-オクタンジアミン	
4,4'-メチレンビス(シクロヘキシルアミン)	
4,4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキシルアミン)	
ラウロラクタム	
酸類	
アジピン酸	
アゼライン酸	
イソフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
カプロラクトン	
三量化処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
セバシン酸	
1,10-デカンジカルボン酸	
テレフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
トリメシン酸の塩化物	
二量化処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。

	バレロラクトン	
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること（ただし、分子量1000以上のエチレングリコール又は1, 4-ブタンジオール重合体部分を除く。）。
	アクリル酸グリシジル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	安息香酸	
	エチレングリコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オキシランを含む。</li> <li>・ 分子量1000以上の重合体を含む。</li> </ul>
	エピクロルヒドリン	
	ギ酸	
	グリシジルアルコール	
	1-クロロブタン	
	ステアリン酸	
	動植物性油脂	
	動植物性油脂由来の脂肪酸	
	トリメチロールプロパン	
	尿素	
	12-ヒドロキシステアリン酸	
	1, 4-ブタンジオール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テトラヒドロフランを含む。</li> <li>・ 分子量1000以上の重合体を含む。</li> </ul>
	プロピオン酸	
ヘキサメチレンジイソシアネート	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。	
ラウリン酸		

### グルコース単重合体又は化学修飾処理されたセルロース

以下の「必須モノマー」からなる重合体又は化学修飾処理されたセルロース。この重合体又は化学修飾処理されたセルロースでは、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができ

名称	使用制限等
<b>必須モノマー</b>	<b>必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。</b>
α-D-グルコース	(1→3)結合に限る。
セルロース	任意の化学処理を行う場合に限る。
<b>任意の物質</b>	<b>任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること(ただし、分子量1000以上のエチレングリコール又はプロピレングリコール重合体部分を除く。)</b>
1, 2-エタンジオン	
エチレングリコール	・オキシランを含む。 ・分子量1000以上の重合体を含む。
酢酸	
N, N, N-トリメチル-グリジジルアンモニウムの塩化物	
プロピオン酸	
プロピレングリコール	・分子量1000以上の重合体を含む。 ・2-メチルオキシランを含む。
酪酸	
<b>任意の化学処理</b>	<b>重合体への処理に限る。</b>
エチル化処理	
カルボキシメチル化処理	カルボキシメチル化処理後に、ナトリウム塩とする場合を含む。
ニトロ化処理	
メチル化処理	
ヒドロキシルエチル化処理	
ヒドロキシルプロピル化処理	

## 被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体

次の物質（1種以上）からなる重合体。この重合体では、「有機化合物」及び「天然成分、無機物又はそれらの誘導体」に「任意の化学処理」を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール、グリセロール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

名称	使用制限等
有機化合物	
<b>炭化水素</b>	
アルケン	
キシレン	
共役ジエン炭化水素	炭素数が5のものに限る。
共役ジエン炭化水素の二量体	炭化水素は炭素数が5のものに限る。
スチレン	
非芳香族不飽和炭化水素	炭素数が9のものに限る。
1, 3-ブタジエン	
芳香族炭化水素	炭素数が9以上のものに限る。
<b>有機ケイ素化合物</b>	
アクリル酸3-（トリメトキシシリル）プロピル	
3-（2-アミノエチルアミノ）プロピルジメトキシメチルシラン	
3-アミノプロピルトリエトキシシラン	
3-アミノプロピルトリメトキシシラン	
3-イソシアナトプロピルトリエトキシシラン	
イソシアヌル酸トリス [3-（トリメトキシシリル）プロピル]	
エチルシラントリオール及び酢酸からなるトリエステル	
2-（3, 4-エポキシシクロヘキシル）エチルトリメトキシシラン	
グリシジル [3-（トリエトキシシリル）プロピル] エーテル	
グリシジル [3-（トリメトキシシリル）プロピル] エーテル	
クロロトリメチルシラン	
クロロビニルジメチルシラン	
酢酸及びメチルシラントリオールからなるトリエステル	
ジエトキシジフェニルシラン	
ジエトキシジメチルシラン	
ジクロロジフェニルシラン	
ジクロロジメチルシラン	
ジクロロビニルメチルシラン	
ジクロロメチルシラン	
ジフェニルジメトキシシラン	
ジメチルクロロシラン	
ジメチルジメトキシシラン	
N- [3-（トリエトキシシリル）プロピル] -エチレンジアミン	
トリエトキシビニルシラン	
トリエトキシフェニルシラン	
トリエトキシメチルシラン	
トリクロロフェニルシラン	
トリクロロメチルシラン	
トリス（2-メトキシエトキシ）ビニルシラン	
N- [3-（トリメトキシシリル）プロピル] -アニリン	
3-（トリメトキシシリル）プロピルイソシアネート	
N- [3-（トリメトキシシリル）プロピル] -エチレンジアミン	

ビス [3 - (トリエトキシシリル) プロピル] アミン	
N, N-ビス [3 - (トリメトキシシリル) プロピル] -エチレンジアミン	
N, N'-ビス [3 - (トリメトキシシリル) プロピル] -エチレンジアミン	
ビニルトリメトキシシラン	
N-β - (N-ビニルベンジルアミノ) エチル-γ-アミノプロピルトリメトキシシランの塩酸塩	
フェニルトリメトキシシラン	
ヘキサメチルジシロキサン	
メタクリル酸 3 - (ジメトキシメチルシリル) プロピル	
メタクリル酸 3 - (トリエトキシシリル) プロピル	
メタクリル酸 3 - (トリメトキシシリル) プロピル	
メチルトリメトキシシラン	
<b>有機スズ又は有機硫黄化合物</b>	
アクリル酸 3 - スルホプロピルのカリウム塩	
N - (2 - アミノエチル) - 2 - アミノエタンスルホン酸のナトリウム塩	
アリルスルホン酸のナトリウム塩	
アルキルチオール	炭素数が12のものに限る。
エチレングリコール及びビスフェノールSからなるジエーテル	
4, 4' - ジヒドロキシジフェニルスルホン	
4 - スチレンスルホン酸のナトリウム塩	
5 - スルホイソフタル酸のナトリウム塩	メチルエステルを含む。
スルホコハク酸アルキルアリのナトリウム塩	
チオグリセロール	
3 - トリメトキシシリル - 1 - プロパンチオール	
トルエンスルホン酸アミド	
ナフタレンスルホン酸のナトリウム塩	
2 - ヒドロキシアチルビニルスルフィド	
ビニルスルホン酸のナトリウム塩	
2 - プロパノール及びラウリルベンゼンスルホン酸のチタン塩	
N - (N - ベンジル - アミノメチル) - チオ尿素	
モノブチルスズオキシド	
<b>有機窒素化合物</b>	
アクリルアミド	
アクリル酸 2 - イソシアナトエチル	
アクリル酸及び 2 - イソシアナト - 2 - メチル - 1, 3 - プロパンジオールからなるジエステル	
N - アクリロイル - モルホリン	
アクリロニトリル	
アジピン酸ジヒドラジド	
3 - アジリジノプロピオン酸及びトリメチロールプロパンからなるトリエステル	
アジリジン	
アセトグアナミン	
アニリン	
11 - アミノウンデカン酸	
N - (2 - アミノエチル) - 2 - アミノエタノール	
N - (2 - アミノエチル) - β - アラニンのナトリウム塩	
N - (2 - アミノエチル) - ピペラジン	
N - (2 - アミノエチル) - 1, 3 - プロパンジアミン	
2 - アミノエチルベンゼン	

2-アミノプロパノール	
1-アミノ-2-プロパノール	
3-アミノプロピル処理されたエチレングリコール	エチレングリコールは重合体を含む。
2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール	
アルキルアミン	・炭素数が14から18までのものに限る。 ・直鎖のものに限る。
イソシアヌル酸トリグリシジル	
イソシアヌル酸トリス(2-ヒドロキシエチル)	
N-(イソブトキシメチル)-アクリルアミド	
2-イソプロペニル-2-オキサゾリン	
3-イソプロペニル- $\alpha$ , $\alpha$ -ジメチルベンジルイソシアネート	
イソホロンジアミン	
イソホロンジイソシアネート	
イミダゾール	
エタノールアミン	
N-エチル-プロピルアミン	
2-エチルヘキシルアミン	
2-エチル-4-メチルイミダゾール	
エチルメチルケトンオキシム	
エチレングリコールの2-アミノエチルエーテル	エチレングリコールは重合体を含む。
エチレンジアミン	
2-エトキシエチルアミン	
3-エトキシプロピルアミン	
エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた2-アミノプロパノールのメチルエーテル	
エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた2-ヒドロキシプロピルアミン	
エトキシル化処理されたアルキルアルコール及びメタクリル酸からなるエステル	アルキルアルコールは炭素数が12から18までのものに限る。
オクチルアミン	
N-オレイル-1, 3-ジアミノプロパン	
カプロラクタム	
キシレンジアミン	
キシレンジイソシアネート	
コハク酸ジヒドラジド	
シアヌル酸トリアリル	
2-シアノアクリル酸イソブチル	
2-シアノアクリル酸イソプロピル	
2-シアノアクリル酸エチル	
2-シアノアクリル酸2-エトキシエチル	
2-シアノアクリル酸メチル	
2-シアノアクリル酸2-メトキシエチル	
N-シアノ-グアニジン	
2, 4-ジアミノ-6-[2-(2-ウンデシルイミダゾリル)エチル]-1, 3, 5-トリアジン	
ジアミノトルエン	
ジイソプロピルアミン	
ジエタノールアミン	
ジエチルアミン	
N, N-ジエチル-アルキルジアミン	アルキルの炭素数が2から6までのものに限る。
N, N-ジエチル-イソプロパノールアミン	
ジエチレントリアミン	
1, 4-シクロヘキサンジアミン	
3-(シクロヘキシルアミノ)プロパンスルホン酸	
シクロヘキシルアミン	
シクロヘキシルイソシアネート	

4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート	
ジフェニルアミン	
ジブチルアミン	
ジプロピルアミン	
2-(ジメチルアミノ)エタノール	
N, N-ジメチル-N'-(3-アミノプロピル)-1, 3-プロパンジアミン	
2-(ジメチルアミノ)-2-メチル-1-プロパノール	
ジメチルアミン	
N, N-ジメチル-アルキルジアミン	アルキルの炭素数が2から6までのものに限る。
N-(1, 1-ジメチル-3-オキソブチル)-アクリルアミド	
ジメチルシクロヘキサン- $\omega$ , $\omega'$ -ジイソシアネート	
N, N-ジメチル-シクロヘキシルアミン	
ジメチルノルボルナン- $\omega$ , $\omega'$ -ジイソシアネート	
3, 3'-ジメチル-4, 4'-ビフェニレンジイソシアネート	
3, 5-ジメチルピラゾール	
ステアリルイソシアネート	
テトラエチレンペンタミン	
N, N, N', N'-テトラキス(2-ヒドロキシプロピル)-アジピン酸アミド	
N, N, N', N'-テトラキス(2-ヒドロキシプロピル)-エチレンジアミン	
N, N, N', N'-テトラグリシジル-1, 3-キシレンジアミン	
N, N, N', N'-テトラグリシジル-1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキサン	
N, N, N', N'-テトラ[(2-ヒドロキシ-3-フェノキシ)プロピル]-1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキサン	
N, N, N', N'-テトラ[(2-ヒドロキシ-3-ブトキシ)プロピル]-1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキサン	
N, N, N', N'-テトラ[(2-ヒドロキシ-3-メタクリロキシ)プロピル]-1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキサン	
$\alpha$ , $\alpha$ , $\alpha'$ , $\alpha'$ -テトラメチル-1, 3-キシレンジイソシアネート	
N, N, N', N'-テトラメチル-グアニジン	
トリイソプロパノールアミン	
トリエタノールアミン	
トリエチルアミン	
トリエチレンテトラミン	
2, 4, 6-トリス[(ジメチルアミノ)メチル]フェノール	
トリメチルアミン	
トリメチルヘキサメチレンジアミン	2, 2, 4-トリメチル-ヘキサメチレンジアミン及び2, 4, 4-トリメチル-ヘキサメチレンジアミンに限る。
トルエンジイソシアネート	
N, N'-ビス(3-アミノプロピル)-エチレンジアミン	
N, N'-ビス(3-アミノプロピル)-メチルアミン	
1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキサン	
ビス(アミノメチル)ノルボルナン	

ビス (4-アルキルフェニル) アミン	アルキルはオクチル及び2, 4, 4-トリメチルペンチルに限る。
1, 3-ビス (2-オキサゾリニル) ベンゼン	
ビス [(ジメチルアミノ) メチル] フェノール	
N, N-ビス (2-ヒドロキシプロピル) -アニリン	
ビス (2-ヒドロキシプロピル) アミン	
ビス (2-メトキシエチル) アミン	
ヒドラジン	
N-ヒドロキシ-ジエチルアミン	
N-ヒドロキシメチル-アクリルアミド	
N-ヒドロキシ-N-メチル-エタノールアミン	
N-ヒドロキシメチル-メタクリルアミド	
N-ビニル-イミダゾール	
N-ビニル-カプロラクタム	
N-ビニル-ピロリドン	
ピペラジン	
フェニルイソシアネート	
2-フェニルイミダゾール	
フェニレンジアミン	1, 3-フェニレンジアミン及び1, 4-フェニレンジアミンに限る。
ブチルアミン	sec-ブチルアミン及びtert-ブチルアミンを含む。
N-ブトキシメチル-アクリルアミド	
1, 2-プロパンジアミン	
プロピルアミン	2-プロピルアミンを含む。
プロピレングリコールの2-アミノエチルエーテル	プロピレングリコールは重合体を含む。
プロポキシ化処理されたトリメチロールプロパンのトリス (2-アミノメチルエチル) エーテル	
ヘキサメチレンジアミン	
ヘキサメチレンジイソシアネート	三量体を含む。
ヘキサメチレンテトラミン	
ヘキシルアミン	
ベンジルアミン	
ベンゾグアナミン	
ペンタエチレンヘキサミン	
ペンタメチレンジイソシアネート	
ホルムグアナミン	
メタクリルアミド	
N- (2-メタクリルアミドエチル) -イミダゾリジノン	
N- [(2-メタクリルオキシアセトアミド) エチル] -イミダゾリジノン	
メタクリル酸2-アミノエチルの塩酸塩	
メタクリル酸2-イソシアナトエチル	
メタクリル酸2- (2-オキソ-1-イミダゾリジニル) エチル	
メタクリル酸N-カルボキシメチル-N, N-ジメチルアンモニオエチル	
メタクリル酸2- (N, N-ジエチルアミノ) エチル	
メタクリル酸2- (ジメチルアミノ) エチル	
メタクリル酸2- [(3, 5-ジメチル-1H-ピラゾリル) カルボニルアミノ] エチル	

メタクリル酸N, N, N-トリメチルアンモニオエチルの塩化物	
メタクリル酸2-(N-tert-ブチルアミノ)エチル	
メタクリル酸2-[3-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-ヒドロキシフェニル]エチル	
メタクリロニトリル	
2-メチルアジリジン	
N-メチル-3-アミノプロパノール	
2-メチルイミダゾール	
N-メチル-ジエタノールアミン	
N-メチル-シクロヘキシルアミン	
2-メチル-1, 5-ペンタンジアミン	
メチレン架橋されたフェニルイソシアネート	
4, 4'-メチレンジアニリン	
N, N'-メチレン-ビス(アクリルアミド)	
4, 4'-メチレンビス(シクロヘキシルアミン)	
2-メトキシエチルアミン	
3-メトキシプロピルアミン	
メラミン	
モルホリン	
ラウロラクタム	
<b>有機ハロゲン化合物</b>	
エピクロルヒドリン	
塩化ビニリデン	重合体の構成成分に対して50%以上である場合は、材質区分4とする。
塩化ビニル	重合体の構成成分に対して50%以上である場合は、材質区分4とする。
クロロトリフルオロエチレン	
(3-クロロ-2-ヒドロキシプロピル)トリメチルアンモニウム	
1-クロロブタン	
クロロブレン	
クロロマレイン酸	
4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン	
メタクリル酸3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクチル	
モノクロロ酢酸	ナトリウム塩を含む。
<b>上記以外の化合物</b>	
アクリル酸	アンモニウム塩を含む。
アクリル酸アルキル	アルキルの炭素数が1から13まで及び18のものに限る。
アクリル酸イソボルニル	
アクリル酸2-(2-エトキシエトキシ)エチル	
アクリル酸及び5-エチル-5-ヒドロキシメチル-1, 3-ジオキサンからなるエステル	
アクリル酸及びエチレングリコールからなるエステル	エチレングリコールは重合体を含む。
アクリル酸及びエトキシル処理されたトリメチロールプロパンからなるトリエステル	
アクリル酸及びエトキシル処理されたビスフェノールAからなるジエステル	
アクリル酸及びエトキシル処理された1, 6-ヘキサンジオールからなるジエステル	

アクリル酸及びエトキシ化処理されたメタノールからなるエステル	
アクリル酸及びジエチレングリコールのモノフェニルエーテルからなるエステル	
アクリル酸及びジトリメチロールプロパンからなるテトラエステル	
アクリル酸及びトリシクロデカンジメタノールからなるジエステル	
アクリル酸及びトリメチロールプロパンのアリルエーテルからなるジエステル	
アクリル酸及びトリメチロールプロパンからなるトリエステル	
アクリル酸及びネオペンチルグリコールからなるジエステル	
アクリル酸及び1, 9-ノナンジオールからなるジエステル	
アクリル酸及び1, 4-ブタンジオールからなるジエステル	
アクリル酸及びプロピレングリコールからなるエステル	プロピレングリコールは重合体を含む。
アクリル酸及びプロポキシ化処理されたグリセロールからなるエステル	
アクリル酸及びプロポキシ化処理されたトリメチロールプロパンからなるトリエステル	
アクリル酸及びプロポキシ化処理されたネオペンチルグリコールからなるジエステル	
アクリル酸及びプロポキシ化処理されたメタノールからなるエステル	
アクリル酸及び1, 6-ヘキサジオールからなるジエステル	
アクリル酸及びペンタエリスリトールからなるエステル	ペンタエリスリトールは重合体を含む。
アクリル酸及びメタクリル酸からなるグリセリルエステル	
アクリル酸及び3-メチル-1, 5-ペンタンジオールからなるジエステル	
アクリル酸2-カルボキシエチル	
アクリル酸2-(ジシクロペンチニルオキシ)エチル	
アクリル酸テトラヒドロフルフリル	
アクリル酸並びにエトキシ化及びプロポキシ化のうち一又は複数の処理がされたアリルアルコールからなるエステル	
アクリル酸2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル	
アクリル酸4-ヒドロキシブチル	
アクリル酸2-フェノキシエチル	
アクリル酸2-メトキシエチル	
アジピン酸	メチルエステルを含む。
アジピン酸及びプロポキシ化処理されたグリセロールからなるエステル	
アセチルアセトン及び2-プロパノールのチタン塩	
アセチルアセトンのアルミニウム塩	
アセチルアセトンのジルコニウム塩	
アセチルアセトンのチタン塩	
アセト酢酸エチル	カルシウム塩を含む。
アセト酢酸エチル及び2-プロパノールのチタン塩	
アセトフェノン	

アセトン	
アゼライン酸	
4-tert-アミルフェノール	
アリルグリシジルエーテル	
アルキルアルコール	
アルキルアルコール及びエトキシ化処理されたアリルグリセリルエーテルからなるエーテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アリルグリセリルエーテルはアリルグリシジルエーテルを含む。</li> <li>・アルキルアルコールは炭素数が10から14までのものに限る。</li> <li>・アルキルアルコールは直鎖でないものに限る。</li> </ul>
アルキル処理されたフェノール	アルキルの炭素数が1から4までのものに限る。
アルキルフェノール	アルキルの炭素数が9のものに限る。
安息香酸	
イソソルビド	
イソフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
イソフタル酸ジアリル	
イタコン酸	アルミニウム、アンモニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム、マグネシウム及びリチウムの塩並びにそれらの複塩を含む。
2-エチルオキシラン	
3-エチル-3-オキセタンメタノール	
エチルビニルエーテル	
2-エチル-2-ブチル-1, 3-プロパンジオール	
2-エチルヘキサン酸のスズ塩	
2-エチルヘキサン酸のチタン塩	
2-エチル-1, 3-ヘキサンジオール	
2-エチル-2-メチル-1, 3-プロパンジオール	
エチレングリコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オキシランを含む。</li> <li>・分子量1000以上の重合体を含む。</li> </ul>
エチレングリコール及び無水トリメリット酸からなるジエステル	
エチレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル	エチレングリコールは重合体を含む。
エチレングリコールのアルキルエーテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルキルの炭素数が10から16までのものに限る。</li> <li>・エチレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
エチレングリコールのアルキルフェニルエーテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルキルの炭素数が9のものに限る。</li> <li>・エチレングリコールは重合体を含む。</li> </ul>
エチレングリコールのモノアリルエーテル	エチレングリコールは重合体を含む。
エチレングリコールのモノアリルエーテルのアクリル酸エステル	エチレングリコールは重合体を含む。
エチレングリコールのモノトリシクロデセニルエーテル	
エチレングリコールのモノメチルエーテル	エチレングリコールは重合体を含む。
2-エトキシエタノール	
エトキシ化及びプロポキシ化のうち一又は複数の処理がされたグリセロール	グリセロールはグリシジルアルコールを含む。
エトキシ化処理されたビスフェノールA	
エポキシ化処理された脂肪酸のメチルエステル	脂肪酸は炭素数が16から18までのものに限る。ただし、不飽和脂肪酸の場合は炭素数が18のものに限る。
3, 4-エポキシシクロヘキシルカルボン酸(3, 4-エポキシシクロヘキシル)メチル	
1, 2-エポキシ-4-ビニルシクロヘキサン	
3, 4-エポキシ-1-ブテン	
1, 8-オクタジオール	
4-オクチルフェノール	
カテコール	
カプロラクトン	
カルダノール	
ギ酸	
キシリトール	

グリシジルフェニルエーテル	
グリシジル (4-tert-ブチルフェニル) エーテル	
グリセロール	・グリシジルアルコールを含む。 ・重合体を含む。
グリセロール及び脂肪酸からなるエステル	・グリセロールは二量体を含む。 ・脂肪酸は炭素数が14から18までのものに限る。ただし、不飽和脂肪酸の場合は炭素数が18のものに限る。
グリセロールのグリシジルブチルエーテル及びビスフェノールAからなるジエーテル	
グルタルアルデヒド	
グルタル酸ジメチル	
コハク酸	無水コハク酸を含む。
コハク酸ジメチル	
酢酸	アルミニウム塩を含む。
酢酸ビニル	
酢酸メチル	
サリチル酸	
3, 4-ジアセトキシ-1-ブテン	
2, 2-ジエチルブチルアルデヒド	
2, 4-ジエチル-1, 5-ペンタンジオール	
ジエチレングリコールのモノエチルエーテル	
ジエチレングリコールのモノブチルエーテル	
ジエチレングリコールのモノメチルエーテル	
2-ジオキソラノン	
シクロヘキサノール	
シクロヘキサノン	
1, 4-シクロヘキサジオール	
1, 2-シクロヘキサジカルボン酸	無水1, 2-シクロヘキサジカルボン酸を含む。
1, 4-シクロヘキサジカルボン酸	メチルエステルを含む。
1, 4-シクロヘキサジメタノール	
シクロヘキシルビニルエーテル	
4-シクロヘキシルフェノール	
4, 4'-ジヒドロキシ-3, 3', 5, 5'-テトラメチルジフェニルメタン	
3, 4-ジヒドロキシ-1-ブテン	
1, 3-ジヒドロキシベンゼン	
ジヒドロキシベンゼンのジグリシジルエーテル	ジヒドロキシベンゼンは1, 3-ジヒドロキシベンゼン及び1, 4-ジヒドロキシベンゼンに限る。
2, 4-ジヒドロキシ-2-メチルペンタン	
ジビニルブチラール	
ジビニルホルマール	
脂肪酸	炭素数が10以上のものに限る。
脂肪族アルコール及びフマル酸からなるエステル	脂肪族アルコールは炭素数が1から8までのものに限る。
脂肪族アルコール及びマレイン酸からなるエステル	脂肪族アルコールは炭素数が1から8までのものに限る。
4, 4'-[2, 2-ジメチル-1, 3-プロパンジイルビス(オキシメチレン)]ビス(2-ジオキソラノン)	
シュウ酸	
ショ糖	
水素化及び二量化処理された不飽和脂肪酸	
水素化、二量化及びメチル化処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
ステアリン酸ビニル	
スピログリコール	
セバシン酸	
ソルビトール	
ソルビン酸	
1, 10-デカンジカルボン酸	
テトラヒドロフラン	

テトラヒドロフルフリルアルコール	
2, 2, 4, 4-テトラメチル-1, 3-シクロブタンジオール	
テレフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
テレフタル酸ビス(2-ヒドロキシエチル)	
トリエチレンテトラミン及び不飽和脂肪酸からなるアミド	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
トリシクロデカンジメタノール	
トリシクロデセノール	
トリス(エチルアセト酢酸)アルミニウム	
トリメシン酸	塩化物を含む。
2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオール	
トリメチロールエタン	
トリメチロールプロパン	
トリメチロールプロパン及びメタクリル酸からなるトリエステル	
トリメチロールプロパンのジアリルエーテル	
トリメリット酸	塩化物及び無水トリメリット酸を含む。
2, 3-ナフタレンジカルボン酸	無水2, 3-ナフタレンジカルボン酸を含む。
2, 6-ナフタレンジカルボン酸	メチルエステルを含む。
乳酸	
乳酸のチタン塩	アンモニウム塩を含む。
二量化処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
ネオペンチルグリコール	
ネオペンチルグリコールのジグリシジルエーテル	
1, 9-ノナンジオール	
5-ノルボルネン-2, 3-ジカルボン酸モノブチル	
5-ノルボルネン-2, 3-ジメタノール	
パラホルムアルデヒド	
ビス(2-ヒドロキシエトキシ)ベンゼン	1, 3-ビス(2-ヒドロキシエトキシ)ベンゼン及び1, 4-ビス(2-ヒドロキシエトキシ)ベンゼンに限る。
2, 2-ビス(4-ヒドロキシシクロヘキシル)プロパン	
4, 4-ビス(4-ヒドロキシフェニル)吉草酸	
2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)プロピオン酸	アンモニウム塩を含む。
2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)酪酸	
ビスフェノールA	
ビスフェノールAのジグリシジルエーテル	
ビスフェノールB	
ビスフェノールF	
3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピオン酸 3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピル	
12-ヒドロキシステアリン酸	
4-ヒドロキシメチル-2-ジオキソラノン	
ヒドロキシメチルフェノールのアリルエーテル	ヒドロキシメチルフェノールはモノヒドロキシメチルフェノール、ジヒドロキシメチルフェノール及びトリヒドロキシメチルフェノールに限る。
ヒドロキノン	
ビニルアルコール	
ビニルブチルエーテル	
ピロメリット酸	無水ピロメリット酸を含む。
4-フェニルフェノール	
4, 4'-[1, 3-フェニレンビス(オキシメチレン)]ビス(2-ジオキソラノン)	
フェノール	
フェノール及びメタノールのチタン塩	
ブタノールのアルミニウム塩	
ブタノールのジルコニウム塩	
ブタノールのチタン塩	

フタル酸	無水フタル酸を含む。
フタル酸ジアリル	
ブタンジオール	
ブタンジオール及びメタクリル酸からなるジエステル	ブタンジオールは1, 3-ブタンジオール及び1, 4-ブタンジオールに限る。
1, 4-ブタンジオールのビニルエーテル	
tert-ブチル安息香酸	
4-tert-ブチルカテコール	
ブチロラクトン	
ブテンジオール	
2-ブトキシエタノール	
フマル酸	
プロパノールのジルコニウム塩	
2-プロパノールのチタン塩	
1, 3-プロパンジオール	
プロピオン酸	
プロピレングリコール	・分子量1000以上の重合体を含む。 ・2-メチルオキシランを含む。
プロピレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル	プロピレングリコールは重合体を含む。
プロピレングリコールのアリルエーテル	プロピレングリコールは重合体を含む。
プロピレングリコールのアルキルエーテル	・アルキルの炭素数が10から16までのものに限る。 ・プロピレングリコールは重合体を含む。
プロピレングリコールのメチルエーテル	プロピレングリコールは重合体を含む。
2-プロポキシエタノール	
プロポキシ化処理されたトリメチロールプロパン	
プロポキシ化処理されたビスフェノールA	
1, 6-ヘキサジオール	
1, 6-ヘキサジオールのジグリシジルエーテル	
ペルオキシ安息香酸4-tert-ブチル	
ベンジルアルコール	
ベンゾフラン	
ペンタエリスリトール	二量体を含む。
1, 5-ペンタンジオール	
飽和脂肪酸のグリシジルエステル	・脂肪酸は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪酸は直鎖でないものに限る。
飽和脂肪酸のビニルエステル	・脂肪酸は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪酸は直鎖でないものに限る。
ホルムアルデヒド	
マレイン酸	無水マレイン酸を含む。
マレイン酸2-(2-エトキシエトキシ)エチル	
マレイン酸2-(1-メチルエトキシ)エチル	
マレイン酸2-[2-(2-メトキシエトキシ)エトキシ]エチル	
マロン酸ジエチル	
マンニトール	
無水5-(2, 5-ジオキソテトラヒドロフリル)-3-メチル-3-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	
無水4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	
無水5-ノルボルネン-2, 3-ジカルボン酸	
無水3-ヘキサデセニルコハク酸	
無水4-メチル-1, 2-シクロヘキサジカルボン酸	
無水メチルシクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	
メタクリルオキシ酢酸	
メタクリル酸	亜鉛、アンモニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。
メタクリル酸2-(アセトアセトキシ)エチル	

メタクリル酸アリル	
メタクリル酸アルキル	アルキルの炭素数が1から24までのものに限る。
メタクリル酸イソボルニル	
メタクリル酸及び4-メチル-1,4-ペンタンジオールからなるジエステル	
メタクリル酸グリシジル	
メタクリル酸シクロヘキシル	
メタクリル酸3,3,5-トリメチルシクロヘキシル	
メタクリル酸ベンジル	
2-メチル-1,8-オクタジオール	
α-メチルグルコシド	
4-メチル-2-ジオキソラノン	
2-メチル-4-フェニルフェノール	
2-メチル-1,3-プロパンジオール	
2-メチル-1,3-ペンタンジオール	
3-メチル-1,5-ペンタンジオール	
メチロールフェノールのアリエーテル	メチロールフェノールはモノメチロールフェノール、ジメチロールフェノール及びトリメチロールフェノールに限る。
モノアクリル酸グリセリルのモノアリエーテル	
モノ酢酸グリセリルのモノアリエーテル	
酪酸	
リシノール酸	
リンゴ酸	
レブリン酸	

**天然成分、無機物又はそれらの誘導体**

合計は重合体の構成成分に対して50%未満であること。

**天然高分子成分**

有機化合物とともに使用する場合に限る。

アラビアガム	
エレミガム	
ガティガム	
カラヤガム	
グアーガム	
コーバルガム	
サンダラックガム	
シェラック	
重合化処理されたロジン	・亜鉛、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びにそれらの複塩を含む。 ・ロジンはウッドロジン、ガムロジン、樹脂酸、トール油ロジン及びロジン酸を含む。
水素化処理されたロジン	・亜鉛、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びにそれらの複塩を含む。 ・ロジンはウッドロジン、ガムロジン、樹脂酸、トール油ロジン及びロジン酸を含む。
セルロース	
脱カルボキシル化処理されたロジン	・亜鉛、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びにそれらの複塩を含む。 ・ロジンはウッドロジン、ガムロジン、樹脂酸、トール油ロジン及びロジン酸を含む。
ダンマルガム	
デキストリン	
天然ゴム	
トラガントガム	
二量処理されたロジン	・亜鉛、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びにそれらの複塩を含む。 ・ロジンはウッドロジン、ガムロジン、樹脂酸、トール油ロジン及びロジン酸を含む。
不均化処理されたロジン	・亜鉛、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びにそれらの複塩を含む。 ・ロジンはウッドロジン、ガムロジン、樹脂酸、トール油ロジン及びロジン酸を含む。

	ロジン	・亜鉛、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びにそれらの複塩を含む。 ・ロジンはウッドロジン、ガムロジン、樹脂酸、トール油ロジン及びロジン酸を含む。
<b>天然低分子成分又はその誘導体</b>		
	アクリル酸及びエポキシ化処理された大豆油からなるエステル	
	エポキシ化処理された大豆油	
	酸化処理されたヒマシ油	
	三量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
	水素化処理されたヒマシ油	
	脱水処理された動植物性油脂	
	脱水処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
	天然ゴムラテックス	
	動植物性油脂	
	動植物性油脂由来の脂肪酸	
	トール油脂脂肪酸及びトリエチレンテトラミンからなるアミド	
	二量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
	四量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
<b>無機物又はその誘導体</b>		
	亜硫酸のナトリウム塩	
	アリル化、エトキシル化及びフェニルエチル化処理されたフェノール並びに硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	
	アンモニア	水酸化アンモニウムを含む。
	エタノール、2-プロパノール及びリン酸ブチルのチタン塩	
	エトキシル化及びスチレン修飾処理されたフェノール並びに硫酸からなるエステルのナトリウム塩	
	エトキシル化処理されたアリルアルキルグリセリルエーテル及び硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	アルキルの炭素数が10から14までのものに限る。
	エトキシル化処理されたアリル4-アルキルフェニルグリセリルエーテル及び硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	アルキルの炭素数が9のものに限る。
	エトキシル化処理されたアリルオキシアルキルエーテル及び硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	
	エトキシル化処理された4-アルキル-2-(1-プロペニル)フェノール及び硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	アルキルの炭素数が9のものに限る。
	塩化ジルコニウムオキシド	
	過硫酸のアンモニウム塩	
	過硫酸のカリウム塩	
	三塩化酸化リン	
	酸化亜鉛	
	硝酸のクロム塩	
	水酸化ナトリウム	
	炭酸ジエチル	
	炭酸ジフェニル	
	炭酸ジメチル	
	炭酸のアンモニウム及びジルコニウムの塩	
	炭酸のグアニジン塩	
	テトラエトキシシラン	加水分解物を含む。
	トリエトキシメトキシシラン	
	二酸化ケイ素	石英を含む。
	二酸化炭素	
	尿素	
	フッ化ジルコニウム	
	水	

	メタクリル酸2-ヒドロキシエチル及びリン酸からなるエステル	
	リン酸	亜鉛、ジルコニウム及び銅の塩並びにそれらの複塩並びに重合体並びに無水リン酸を含む。
	リン酸エチル	リン酸ジエチル及びリン酸モノエチルに限る。
	リン酸ブチル	リン酸ジブチル及びリン酸モノブチルに限る。
任意の化学処理		<b>重合体（天然高分子成分を含む。）への処理に限る。</b>
	イソブチル化処理	
	エチル化処理	サリチル酸、ベンゾグアナミン及びホルムアルデヒドからなる重合体並びにセルロースへの処理に限る。
	エポキシ化処理	1, 3-ブタジエン単独重合体への末端処理に限る。
	塩素化処理	イソフタル酸及びトリメシン酸の塩化物並びに1, 3-フェニレンジアミンからなる重合体、イソブテン及びイソブレンからなる重合体、イソブレン単独重合体、エチレン及び1-ブテン並びにプロピレンからなる重合体、エチレン単独重合体、トリメシン酸の塩化物及び1, 3-フェニレンジアミンからなる重合体、1, 3-ブタジエン単独重合体、プロピレン単独重合体並びにプロピレン及び無水マレイン酸からなる重合体への処理に限る。
	加水分解処理	アクリルアミド単独重合体、イタコン酸及び酢酸ビニルからなる重合体、エチレン及び酢酸ビニルからなる重合体、酢酸ビニル及び3, 4-ジアセトキシ-1-ブテンからなる重合体、酢酸ビニル及びN-(1, 1-ジメチル-3-オキソブチル)-アクリルアミドからなる重合体、酢酸ビニル及びビニルアルコールからなる重合体、酢酸ビニル単独重合体、4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン単独重合体並びにビニルアルコール単独重合体への処理に限る。
	3-カルボキシ-1-シアノ-1-メチルプロピル化処理	アクリロニトリル及び1, 3-ブタジエンからなる重合体への処理に限る。
	カルボキシメチル化処理	セルロースへの処理に限る。
	カルボキシ化処理	1, 3-ブタジエン単独重合体への末端処理に限る。
	グリシジル化処理	アジリジン単独重合体への処理に限る。
	酸化処理	エチレン及びプロピレンからなる重合体並びにエチレン単独重合体への処理に限る。
	紫外線照射処理	
	水素化処理	
	テトラヒドロフルフリル化処理	アクリル酸単独重合体への末端処理に限る。
	電子線照射処理	
	ニトロ化処理	セルロースへの処理に限る。
	ヒドロキシエチル化処理	セルロースへの処理に限る。
	3-(2-ヒドロキシエトキシ)プロピル化処理	ジメチルシロキサンへの末端処理に限る。
	ヒドロキシプロピル化処理	ジメチルシロキサン及びセルロースへの処理に限る。
	ヒドロキシル化処理	イソブレン単独重合体、塩化ビニル及び酢酸ビニルからなる重合体並びに1, 3-ブタジエン単独重合体への処理に限る。
	ブチル化処理	
	tert-ブトキシ化処理	アクリル酸、スチレン及び $\alpha$ -メチルスチレンからなる重合体への末端処理に限る。
	メチル化処理	サリチル酸、ベンゾグアナミン及びホルムアルデヒドからなる重合体並びにセルロースへの処理に限る。
	3-メチル-3-ブテニル化処理	2-エチルオキシラン及びオキシランからなる重合体への処理に限る。

消 食 基 第 234 号  
令 和 6 年 9 月 27 日

各 

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長  
( 公 印 省 略 )

「食品、添加物等の規格基準別表第1第2表の特記事項欄において  
特段の定めがある場合等について」の一部改正について

「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（令和5年11月30日付け  
健生発 1130 第4号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）の第3の1の二の(6)  
において参照するとして別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがあ  
る場合については、令和5年11月30日付け健生食基発 1130 第4号「食品、添  
加物等の規格基準別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがある場合  
等について」（以下「特段の定め通知」という。）により通知したところです。

今般、特段の定め通知について下記のとおり改正しますので、貴管内関係者に対  
する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いします。

## 記

改正後	改正前
<p>今般、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（令和5年11月30日付け健生発 1130 第4号厚生労働省健康・生活衛生局長通知。最終改正：令和6年9月27日付け消食基発第224号消費者庁次長通知。）の第3の1の二の(7)において参照するとして別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがある場合等については下記のとおりですので、貴管内関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いします。</p>	<p>今般、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（令和5年11月30日付け健生発 1130 第4号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）の第3の1の二の(6)において参照するとして別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがある場合等については下記のとおりですので、貴管内関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いします。</p>

記	記
<p>第1 別表第1第2表の物質名欄に掲げる物質等の留意事項について 1～2 (略)</p> <p>3 特段の定めがある場合とは、使用温度、対象食品、材質の厚さ、食品への直接接触の有無、使用量の<u>和</u>等の物質の使用に係る事項について特記事項欄に記載がある場合であり、各分類の参考例を別紙に示すこと。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 適用期日 <u>食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第324号)による改正後の食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の適用期日を令和7年6月1日としていることから、当該通知に関しても適用期日が令和7年6月1日となること。</u></p> <p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>特段の定めがある場合の例 (1)～(4) (略) (5) 使用量の<u>和</u></p>	<p>第1 別表第1第2表の物質名欄に掲げる物質等の留意事項について 1～2 (略)</p> <p>3 特段の定めがある場合とは、使用温度、対象食品、材質の厚さ、食品への直接接触の有無、使用量の<u>合計量</u>等の物質の使用に係る事項について特記事項欄に記載がある場合であり、各分類の参考例を別紙に示すこと。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 適用期日 <u>規格基準告示の適用期日を令和7年6月1日としていることから、当該通知に関しても適用期日が令和7年6月1日となること。</u></p> <p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>特段の定めがある場合の例 (1)～(4) (略) (5) 使用量の<u>合計量</u></p>